

令和8年度

閲覧設計書

工 事 名	農村地域防災減災事業（農村災害） 湧水地区 8-1工区
工 事 箇 所	鹿児島県 始良郡湧水町木場地内
工 期	令和9年3月23日 限り

【閲覧設計書内訳】

内 訳	添付の有無
特別仕様書	○
位置図	○
設計内訳（金抜き）	※ ○
工事図面	○
工事内訳書（様式）	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問い合わせについては担当係までお願いします。

担 当 係	農村整備課 保全係
-------	-----------

※週休2日試行による工事費の積算に係る端数処理については、
県ホームページに掲載してあります。

閲覧方法	電子閲覧 (電子メール閲覧)
------	-------------------

工 事 特 別 仕 様 書

1 工 事 名 農村地域防災減災事業(農村災害)湧水地区 8-1工区
 2 工 事 場 所 始良郡湧水町木場地内
 3 工 期 令和9年3月23日限り

第 1 章 総則

農村地域防災減災事業(農村災害)湧水地区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書(令和7年10月)」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準(令和6年10月)」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び別紙「工事施工条件明示」によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、農村地域防災減災事業(農村災害)湧水地区の事業計画の一環として、ため池の整備を行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
ため池工		1.0箇所	
堤体工		1.0式	
洪水吐工	L=11.9m	1.0式	
底樋工	φ800 L=28.2m	1.0式	
斜樋工		1.0式	
管理用道路	B=4000 L=28.0m(58.0m)	1.0式	

3 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

第 3 章 施工条件

1 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、翌年度の営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土、粘性土と想定している。

2 関係機関との連絡調整

湧水町建設課、地元自治会をはじめ関係機関と連絡を密にし円滑な工事实施に努めること。

3 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。

また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

4 . 埋蔵文化財

当該事業区域内では、周知の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)は確認されていないが、工事中に遺跡等が出土した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

5 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

6 . 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用地等

1 . 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、図面のとおりである。詳細については監督職員の指示に従うこと。

2 . 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

3 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) 鋼材

鉄筋 異形棒鋼 JIS G3112 SD345

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法(mm)	水セメント比 (%)	スラブ範囲 (cm)	セメントの 種類	適用工種
標準品	24	25以下	60以下	12	BB	洪水吐
	21	25以下	60以下	12	BB	底樋
	18	25以下	65以下	8	BB	均しコンクリート
	18	40以下	65以下	8	BB	無筋構造物

※設計(構造計算)において、水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

※無筋コンクリートの粗骨材寸法は、部材厚16cm未満の場合は25mm以下、部材厚16cm以上の場合は40mm以下とする。

(3) コンクリート二次製品

資 材 名	規 格	備考(用途等)
遠心力鉄筋コンクリート管	φ800	底樋

(4) 管及び継ぎ手類

以下の使用材料は、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)に合格したものでなければならない。但し、これらの規格にないものは、これに準ずる規格でなければならない。

(5) 基礎碎石

- 1) 基礎用碎石は、再生切込碎石40mm以下とする。
- 2) 再生碎石40mm以下の粒度の範囲は、農業土木工事共通仕様書のとおりとする。
- 3) 再生クラッシュランを使用する場合は、すり減り量は50%以下とする。

(6) 伸縮目地材

種 別	材 質	規 格
水路構造	ゴム発泡体	厚さ10mm、硬度20以上

2 カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
土砂碎石類	証明書、試験成績書	
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	
生コンクリート	配合設計書	
その他資材	カタログ等	

3 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 施工に先立ち、地区界、基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

また、これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

(5) 検測又は、確認

この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。

また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
地区境界の確認	丈量図を復元後	工事着手前
設計と現場の不一致	やり形、丁張り設置後	
材料検収	主要材料到着後	
堤体工	掘削後、品質管理、施工管理試験時	基礎地盤の確認、段切寸法確認等
底樋、斜樋工	既設底樋撤去後、配筋後、コンクリート打設時、チップング後、品質管理、施工管理試験時	配筋、コンクリート打設、平板載荷等

2 土工

(1) 掘削

1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により、ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は、速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。

2) 切土の法面は、安定を確保しながら施工すること。

3) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し、流用に不適当な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。

4) 掘削中、湧水があった場合は、写真記録(全景、詳細)を行い、その処理について、監督職員と協議し、その指示により施工を行うこと。

地下水位が高い場合も、同様とする。

5) 現堤体の掘削土は堤体として再利用するため指定場所に仮置きし降雨等により流失することのないよう適切に処理する。

また、表土・泥土・床堀土に含まれる腐食土及び障害物の処理は、監督職員と協議すること。

6) 堤体との密着及び均一化を図るため段切りを行う。

なお段切り部は、開放面積の増加による含水比の低下、乾燥収縮ひび割れ、鉛直突起部の緩み、雨水の湛水と乾燥の繰り返しによる強度低下等により盛土材との密着部に弱点を生ずるおそれがあるため、養生に注意する。

(2) 埋戻、盛土

1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

(3) 構造物の地盤

床掘、盛土面に直接既製品(U型溝・合流槽等)を布設する場合、特に据付部は振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級等での締固めを十分に行い、既製品が沈下しないよう施工するものとする。

また、軟弱な地盤が露出した場合は、監督職員と協議を行いその指示によること。

なお、既製品の側面部も同様に締固めを十分に行い、埋戻土や盛土が沈下しないよう施工するものとする。

(4) 建設発生土

建設発生土は、第4章5及び工事条件明示に基づき適正に処理しなければならない。

また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。

3 基礎工

(1) 基礎碎石

基礎碎石は、再生材40mm以下を均等に敷均した後、振動コンパクタ90kg級(又はタンパ60～100kg級)により転圧を行い、所定の密度を確保しなければならない。

4 鉄筋工

(1) 組立・加工

鉄筋加工組立については、図面で十分理解したうえで行うこととし、疑義がある場合は速やかに監督職員と打ち合わせること。

(2) スペーサ

スペーサは、構造物の側面については、原則、2個/㎡以上、構造物の底版については、4個/㎡以上設置するものとする。

5 コンクリート

(1) 打設

1) コンクリート打設は、型枠、配筋配置の、それぞれの検査を受けた後、打設するものとする。

2) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。

3) 打設工法については監督職員と打合せるものとする。

(2) 打継目処理

コンクリート打継目はモルタルを敷均し処理しなければならない。

モルタルの厚さは概ね15mmとする。

(3) 養生

現地の気象条件等を十分考慮のうえ、コンクリート打設後に急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

6 コンクリート二次製品

(1) 用水路工及び排水路工の鉄筋コンクリートU型のモルタル目地は、10mmを標準に水漏れ等のないよう接合しなければならない。但し、湧水等が多い場合は監督職員と協議を行い目地無し施工とする場合がある。

(2) 隙間箇所での目地の施工

1) 開水路、側溝等

U型溝、L型水路、大型水路等の施工は下記によるものとする。

区 分	規 格	内 容
最大隙間	30mm未満	モルタルで施工
"	30mm～100mm 未満	無筋コンクリート 製品厚さに100mm、目地幅に200mmを加え、二次製品を巻き込むようにコンクリート打設
"	100mm～300mm 未満	鉄筋コンクリート ①二次製品に削孔を行う ②躯体主鉄筋と同等以上を配置(SD345) ③製品厚さに100mm、目地幅に200mmを加え、二次製品を巻き込むようにコンクリート打設($\delta_{ck}=21\text{KN/mm}^2$)
"	300mm以上	監督職員と協議する

(3) 伸縮目地間隔

- 1) 二次製品＋現場打ち構造物(L型水路ほか) 10m以下

7 耕地復旧工

表土剥ぎ、表土埋戻は、現況の厚さを剥ぎ戻すこととし、埋戻の法面、畦畔等は締固め、築立を十分行わなければならない。

工事施工により踏み荒らした場合は、ロータリーにより碎土を行い耕作に支障のないように復旧して、土地所有者または、耕作者の承認を得るものとする。

- (1) その他工事施工上必要な用地については、関係者並びに監督職員と復旧工法について十分打合せの上、後々、問題の生じないよう適切に復旧しなければならない。

8 底樋工

- (1) 底樋管、継手部の施工及び盛土施工にあたっては特に入念に施工し、漏水が起きないよう細心の注意をするよう留意するとともに、細部については必ず監督職員の指示を受けなければならない。
- (2) 底樋管周辺は、パイピングが発生しやすいため、底樋管巻立コンクリート及び止水壁周辺部の盛土は、構造物等との確実な密接性及び所定の密度が得られるよう、タンパやランマ等で入念に転圧しなければならない。
- (3) 底樋管の施工前に、地盤の平板載荷試験を行い、その結果を監督職員に報告するとともに試験結果数値を記録整備しなければならない。なお、測定位置については別途指示する。
- (4) 底樋管上部の盛土の転圧にあたり巻立コンクリートの天端から60cmまでは重機械を使用してはならない。

9 斜樋工

ステンレス製ゲートを取付けるため、手戻りがないよう施工しなければならない。
また、コンクリート躯体部の埋戻しはタンパー等で入念に転圧しなければならない。

第 10 章 施工管理

1 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 11 章 土砂流出防止対策

1 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。

現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。

また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を作成し、提出しなければならない。

3 土砂流出パトロール

降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。

- 4 . その他
 上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。
- 第 12 章 条件変更の補足説明
 この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に関する主な事項は、次のとおりである。
- 1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
 - 2 . 掘削にともない、第4章の1の土質に相違があった場合
 - 3 . 転石や岩盤等の出現
 - 4 . 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合
 - 5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
 - 6 . 排出ガス区分
- 第 13 章 安全管理
- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
 - 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
 - 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
 また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
 - 4 . 工事施工のための安全対策は、(別紙-1)による。
- 第 14 章 定めなき事項
 この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。
- 第 15 章 その他
- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
 - (1) 保証事業会社の保証がなされている請負金額100万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することが出来る。
 なお、当初設計においては、前記の前払金を受けるものとして、一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することが出来る。
 ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。
 - ①工期の2分の1を経過していること。
 - ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 2 . 検査
 - (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
 - (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。
- 3 . 提出書類
 - (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。
 - (2) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。
- 4 . 工事関係書類簡素化の確認

本工事の受注者は、契約後すみやかに「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」に基づき、作成する工事関係書類を発注者と確認すること。

なお「工事関係書類簡素化の手引き(農政部版)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。<https://www.pref.kagoshima.jp/ag09/kansoka1.html>
- 5 . 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 6 . 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-2)を遵守しなければならない。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙－2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 乙は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 乙は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

- 第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に請け負わせてはならない。なお、下請先が二次下請を行う場合以降も同様とする。
- 2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還）

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報記録された資料等は、工事完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（報告義務）

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告）

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び実地調査）

第13 甲は、乙がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

（指示）

第14 甲は、乙がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

※甲は発注者、乙は受注者とする。

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（農村災害）湧水地区 8－1 工区

（令和8年1月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁															
基本事項	1 概算数量発注	・ 概算数量発注方式による積算，工期設定	－	共通仕様書 ③1-1-19	244															
	2 契約保証金	・ 契約の保証は，当初請負金額が500万円を超える場合，請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。	○	契約書 第36条	－															
	3 前払金	・ 前払金を40％の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	－															
		・ 中間前払金を請求することができる。	○																	
	4 部分払	・ 部分払の請求は2回以内とし，前払金がある場合も2回とする。ただし，中間前払金があるときは，部分払は行わない。	○	契約書 第38条	－															
	5 繰越予定工事の工期	・	－	共通仕様書 ③1-1-3	238															
	6 余裕期間	・ 余裕期間を設定した契約方式の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-4	238															
	7 週休2日試行工事	・ 週休2日試行工事の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244															
	8 環境改善実施要領	・ 工事の実施にあたっては，「環境改善実施要領（工事編）」に基づき，受発注者相互に協力し，取り組むものとする。	○	共通仕様書 ③1-1-43	252															
	9 品質証明	・ 品質証明の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-9	240															
	10 中間検査	・ 中間検査を実施する工事	○	共通仕様書 ③1-1-2	238															
	11 法定外の労災保険の付与	・ 「農林水産省土地改良工事積算基準」を適用する全ての工事	○	共通仕様書 ①1-1-52	24															
	12 熱中症対策	・ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事	○	共通仕様書 ③1-1-25	246															
	13 時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245															
	14 施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247															
	15 現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	○	共通仕様書 ③1-1-21	245															
	16 建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事（受注者希望型）	○	共通仕様書 ③1-1-8	239															
	17 三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は，「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが，当該要領は鹿児島県ホームページによる。	○	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244															
	18 快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事（受注者希望型）	○	共通仕様書 ③1-1-22	245															
	19 施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20	244
	歩掛名	使用基準	制定元																	
20 石綿使用の有無	・ 受注者は，建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-54	24																
21 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更	・ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-45	253																
工事関係	22 夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245															
	23 1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246															

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（農村災害）湧水地区 8-1 工区

(令和8年1月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																										
工事関係	24 ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－																																										
	25 ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243																																										
	26 コンクリート	<table><tr><td>呼び強度 (N/mm2)</td><td>スランブ (cm)</td><td>粗骨材最大寸法 (mm)</td><td>水セメント比 (%)</td><td>セメントの種類</td><td>使用目的</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65</td><td>BB</td><td>止水壁</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65</td><td>BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60</td><td>BB</td><td>底樋</td></tr><tr><td>24</td><td>12</td><td>25</td><td>60</td><td>BB</td><td>洪水吐、斜樋</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的	18	8	40	65	BB	止水壁	18	8	25	65	BB	均しコンクリート	21	12	25	60	BB	底樋	24	12	25	60	BB	洪水吐、斜樋													○	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																									
	18	8	40	65	BB	止水壁																																									
18	8	25	65	BB	均しコンクリート																																										
21	12	25	60	BB	底樋																																										
24	12	25	60	BB	洪水吐、斜樋																																										
27 構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	－	共通仕様書 ③2-2-2	254																																											
28 遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	○	試行要領	－																																											
建設副産物	29 建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称：始良環境開発合同会社 受入場所の所在地：始良市北山字大次米田4458番地外13筆 搬出土量：2,470 m ³ 運搬距離：2.9 km その他：	○	共通仕様書 ③1-1-38	249																																										
	30 再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><td>資材名</td><td>規格</td><td>備考</td></tr><tr><td>再生切込碎石</td><td>RC-40</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生切込碎石	RC-40											○	共通仕様書 ③1-1-39	250																											
	資材名	規格	備考																																												
	再生切込碎石	RC-40																																													
31 建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
32 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																											
33 建設リサイクル法	①分別解体の方法 <table><tr><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table> ②施設の名称及び所在地 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td>コンクリート(有筋)</td><td>(株)橋産業</td><td>始良郡湧水町恒次堀ノ頭1442-2</td><td>6.2km</td></tr><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>(株)橋産業</td><td>始良郡湧水町恒次堀ノ頭1442-2</td><td>6.2km</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ③受入時間 ○ ○ 処 分 場：○○時○○分～○○時○○分 △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(有筋)	(株)橋産業	始良郡湧水町恒次堀ノ頭1442-2	6.2km	コンクリート(無筋)	(株)橋産業	始良郡湧水町恒次堀ノ頭1442-2	6.2km									○	共通仕様書 ③1-1-39	251					
工程	作業内容	分別解体等の方法																																													
①仮設	仮設工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																													
②土工	土工 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																													
③基礎工事	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																												
コンクリート(有筋)	(株)橋産業	始良郡湧水町恒次堀ノ頭1442-2	6.2km																																												
コンクリート(無筋)	(株)橋産業	始良郡湧水町恒次堀ノ頭1442-2	6.2km																																												

※1 「該当」欄について ○：該当(適用)する —：該当(適用)しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業（農村災害）湧水地区 8－1工区

（令和8年1月版）

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																								
建設副産物	34 建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②品質区分基準	- 建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><th>中間処理の場所</th><th>中間処理の方法</th><th>再生品の品質</th><th>利用用途</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><th>品質区分基準</th><th>指標等</th><th>試験回数</th></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td>生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)			特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)		—	共通仕様書 ③1-1-39	250
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																									
品質区分基準	指標等	試験回数																											
品質基準	コーン指数																												
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																												
	特定有害物質の含有量基準(土壌汚染対策法)																												
35 建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間	指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○ ○ 処 分 場： △ △ 処 分 場： エコパーク鹿児島： ※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離									—	共通仕様書 ③1-1-39	251													
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																										
36 根株、伐採木等の利用 ①発生工事 ②利用工事		—	共通仕様書 ③1-1-40	252																									
37 舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。	—	共通仕様書 ③1-1-44	252																									
工事支障物件等	38 支障物件(電柱、水道等)	本工事における支障物件は、次のとおり。 <table><tr><th>支障物件名</th><th>番号等</th><th>数量</th><th>申請の状況</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支障物件名	番号等	数量	申請の状況																	—	特記事項	—				
支障物件名	番号等	数量	申請の状況																										
その他	39 支給材料及び貸与品	本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><th>支給材料</th><th>規格</th><th>数量・単位</th><th>支給場所</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													—	共通仕様書 ①1-1-21	9								
支給材料	規格	数量・単位	支給場所																										
40 工事現場発生材	下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><th>現場発生材名</th><th>引渡場所</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							—	共通仕様書 ①1-1-22	10																	
現場発生材名	引渡場所																												
41 部分使用	本工事において、工事目的物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1) 部分使用範囲： (2) 部分使用目的： (3) 部分使用期間：	—	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-32	— 14																									

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない
 ※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条